法律学小辞典〔第５版〕

高橋和之＝伊藤　眞＝小早川光郎＝能見善久＝山口　厚 編集代表

2016年３月発売／1520頁／本体4500円＋税
四六判／上製箱入

学習　実務　学部　LS　法曹　法務　一般

編集担当者から 旧版以来，約８年ぶりの改訂となりました。多くのご執筆陣に支えられ，約２年をかけて完成しました。編集方針はこれまでと変わりませんが，法改正や新判例，世の中の動きに対応して，約500項目を新たに設け，約200項目を削りました（計，約8600項目）。1972年の創刊以来，大きく変わっていない解説もあれば，解説が一新された項目もあります。何でもインターネットで検索しがちな昨今ですが，本辞典の吟味された正確な解説を，ぜひ味わっていただきたいと思います。ふつう辞典というと，わからない語に出会ったときにその都度引く，というイメージがありますが，読者のみなさんは，解説の中に記してある関連用語もどんどん引いて，ぜひ辞典の「森」に分け入ってみて下さい。本辞典が，座右の書として長く愛されることを願っています。(S)

Point!

P　**充実したリファレンス，根拠となる法令や判例の詳しさは本辞典ならではです。**

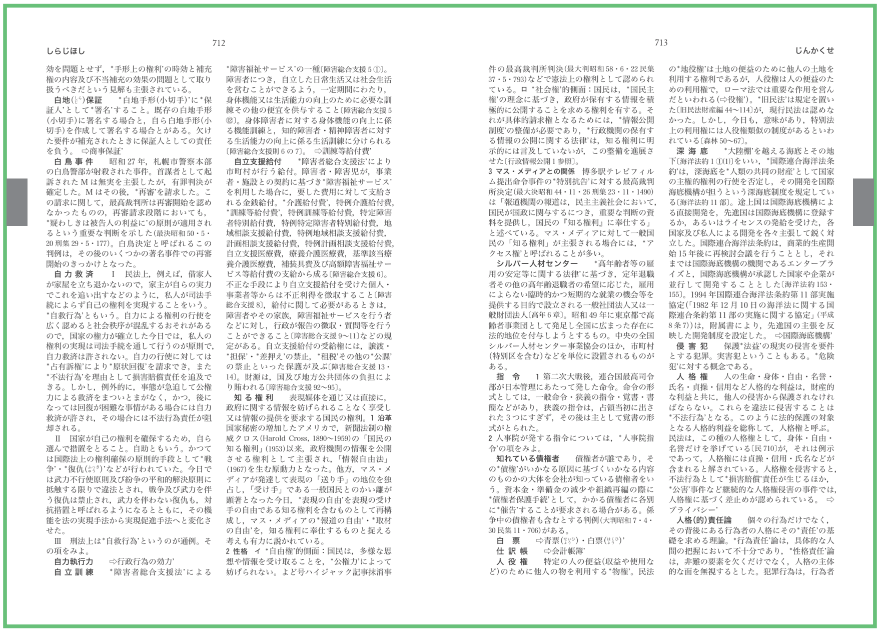

しらじほし　712

効を問題とせず，*手形上の権利’の時効と補充権の内容及び不当補充の効果の問題として取り扱うべきだという見解も主張されている。

白地(しらじ)保証　*白地手形(小切手)’に*保証人’として*署名’すること。既存の白地手形(小切手)に署名する場合と，自ら白地手形(小切手)を作成して署名する場合とがある。欠けた要件が補充されたときに保証人としての責任を負う。 ⇨商事保証’

白鳥事件　昭和27年，札幌市警察本部の白鳥警部が射殺された事件。首謀者として起訴されたMは無実を主張したが，有罪判決が確定した。Mはその後，*再審’を請求した。この請求に関して，最高裁判所は再審開始を認めなかったものの，再審請求段階においても，*疑わしきは被告人の利益に’の原則が適用されるという重要な判断を示した(最決昭和50・5・20刑集29・5・177)。白鳥決定と呼ばれるこの判例は，その後のいくつかの著名事件での再審開始のきっかけとなった。

自力救済　I　民法上，例えば，借家人が家屋を立ち退かないので，家主が自らの実力でこれを追い出すなどのように，私人が司法手続によらず自己の権利を実現することをいう。*自救行為’ともいう。自力による権利の行使を広く認めると社会秩序が混乱するおそれがあるので，国家の権力が確立した今日では，私人の権利の実現は司法手続を通して行うのが原則で，自力救済は許されない。自力の行使に対しては*占有訴権’により*原状回復’を請求でき，また*不法行為’を理由として損害賠償責任を追及できる。しかし，例外的に，事態が急迫して公権力による救済をまついとまがなく，かつ，後になっては回復が困難な事情がある場合には自力救済が許され，その場合には不法行為責任が阻却される。

II　国家が自己の権利を確保するため，自ら選んで措置をとること。自助ともいう。かつては国際法上の権利確保の原則的手段として*戦争’・*復仇(ふっきゅう)’などが行われていた。今日では武力不行使原則及び紛争の平和的解決原則に抵触する限りで違法とされ，戦争及び武力を伴う復仇は禁止され，武力を伴わない復仇も，対抗措置と呼ばれるようになるとともに，その機能を法の実現手法から実現促進手法へと変化させた。

III　刑法上は*自救行為’というのが通例。その項をみよ。

自力執行力　⇨行政行為の効力’

自立訓練　*障害者総合支援法’による*障害福祉サービス’の一種〔障害総合支援5①〕。障害者につき，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，一定期間にわたり，身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を供与すること〔障害総合支援5⑫〕。身体障害者に対する身体機能の向上に係る機能訓練と，知的障害者・精神障害者に対する生活能力の向上に係る生活訓練に分けられる〔障害総合支援則6の7〕。 ⇨訓練等給付費’

自立支援給付　*障害者総合支援法’により市町村が行う給付。障害者・障害児が，事業者・施設との契約に基づき*障害福祉サービス’を利用した場合に，要した費用に対して支給される金銭給付。*介護給付費’，特例介護給付費，*訓練等給付費’，特例訓練等給付費，特定障害者特別給付費，特例特定障害者特別給付費，地域相談支援給付費，特例地域相談支援給付費，計画相談支援給付費，特例計画相談支援給付費，自立支援医療費，療養介護医療費，基準該当療養介護医療費，補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給から成る〔障害総合支援6〕。不正な手段により自立支援給付を受けた個人・事業者等からは不正利得を徴収すること〔障害総合支援8〕，給付に関して必要があるときは，障害者やその家族，障害福祉サービスを行う者などに対し，行政が報告の徴収・質問等を行うことができること〔障害総合支援9〜11〕などの規定がある。自立支援給付の受給権には，譲渡・*担保’・*差押え’の禁止，*租税’その他の*公課’の禁止といった保護が及ぶ〔障害総合支援13・14〕。財源は，国及び地方公共団体の負担により賄われる〔障害総合支援92〜95〕。

知る権利　表現媒体を通じ又は直接に，政府に関する情報を妨げられることなく享受し又は情報の提供を要求する国民の権利。**1 沿革**　国家秘密の増加したアメリカで，新聞法制の権威クロス(Harold Cross, 1890〜1959)の「国民の知る権利」(1953)以来，政府機関の情報を公開させる権利として主張され，「情報自由法」(1967)を生む原動力となった。他方，マス・メディアが発達して表現の「送り手」の地位を独占し，「受け手」である一般国民とのかい離が顕著となった今日，*表現の自由’を表現の受け手の自由である知る権利を含むものとして再構成し，マス・メディアの*報道の自由’・*取材の自由’を，知る権利に奉仕するものと捉える考えも有力に説かれている。
2 性格　**イ**　*自由権’的側面：国民は，多様な思想や情報を受け取ることを，*公権力’によって妨げられない。よど号ハイジャック記事抹消事件の最高裁判所判決(最大判昭和58・6・22民集37・5・793)などで憲法上の権利として認められている。**ロ**　*社会権’的側面：国民は，*国民主権’の理念に基づき，政府が保有する情報を積極的に公開することを求める権利を有する。それが具体的請求権となるためには，*情報公開制度’の整備が必要であり，*行政機関の保有する情報の公開に関する法律’は，知る権利に明示的には言及していないが，この整備を進展させた〔行政情報公開1参照〕。
3 マス・メディアとの関係　博多駅テレビフィルム提出命令事件の*特別抗告’に対する最高裁判所決定(最大決昭和44・11・26刑集23・11・1490)は「報道機関の報道は，民主主義社会において，国民が国政に関与するにつき，重要な判断の資料を提供し，国民の『知る権利』に奉仕する」と述べている。マス・メディアに対して一般国民の「知る権利」が主張される場合には，*アクセス権’と呼ばれることが多い。

シルバー人材センター　*高年齢者等の雇用の安定等に関する法律’に基づき，定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた，雇用によらない臨時的かつ短期的な就業の機会等を提供する目的で設立される一般社団法人又は一般財団法人〔高年6章〕。昭和49年に東京都で高齢者事業団として発足し全国に広まった存在に法的地位を付与しようとするもの。中央の全国シルバー人材センター事業協会のほか，市町村(特別区を含む)などを単位に設置されるものがある。

指　令　1 第二次大戦後，連合国最高司令部が日本管理にあたって発した命令。命令の形式としては，一般命令・狭義の指令・覚書・書簡などがあり，狭義の指令は，占領当初に出された3つにすぎず，その後は主として覚書の形式がとられた。
2 人事院が発する指令については，*人事院指令’の項をみよ。

知れている債権者　債権者が誰であり，その*債権’がいかなる原因に基づくいかなる内容のものかの大体を会社が知っている債権者をいう。資本金・準備金の減少や組織再編の際に*債権者保護手続’として，かかる債権者に各別に*催告’することが要求される場合がある。係争中の債権者も含むとする判例(大判昭和7・4・30民集11・706)がある。

白　票　⇨青票(せいひょう)・白票(はくひょう)’

仕訳帳　⇨会計帳簿’

人役権　特定の人の便益(収益や使用など)のために他人の物を利用する*物権’。民法の*地役権’は土地の便益のために他人の土地を利用する権利であるが，人役権は人の便益のための利用権で，ローマ法では重要な作用を営んだといわれる(⇨役権’)。*旧民法’は規定を置いた〔旧民法財産編44〜114〕が，現行民法は認めなかった。しかし，今日も，意味があり，特別法上の利用権には人役権類似の制度があるといわれている〔森林50〜67〕。

深海底　*大陸棚’を越える海底とその地下〔海洋法約1①(1)〕をいい，*国際連合海洋法条約’は，深海底を*人類の共同の財産’として国家の主権的権利の行使を否定し，その開発を国際海底機構が担うという深海底制度を規定している〔海洋法約11部〕。途上国は国際海底機構による直接開発を，先進国は国際海底機構に登録するか，あるいはライセンスの発給を受けた，各国家及び私人による開発を各々主張して鋭く対立した。国際連合海洋法条約は，商業的生産開始15年後に再検討会議を行うこととし，それまでは国際海底機構の機関であるエンタープライズと，国際海底機構が承認した国家や企業が並行して開発することとした〔海洋法約153・155〕。1994年国際連合海洋法条約第11部実施協定(「1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約第11部の実施に関する協定」(平成8条7))は，附属書により，先進国の主張を反映した開発制度を設定した。 ⇨国際海底機構’

侵害犯　保護*法益’の現実の侵害を要件とする犯罪。実害犯ということもある。*危険犯’に対する概念である。

人格権　人の生命・身体・自由・名誉・氏名・貞操・信用など人格的な利益は，財産的な利益と共に，他人の侵害から保護されなければならない。これらを違法に侵害することは*不法行為’となる。このように法的保護の対象となる人格的利益を総称して，人格権と呼ぶ。民法は，この種の人格権として，身体・自由・名誉だけを挙げている〔民710〕が，それは例示であって，人格権には貞操・信用・氏名などが含まれると解されている。人格権を侵害すると，不法行為として*損害賠償’責任が生じるほか，*公害’事件など継続的な人格権侵害の事件では，人格権に基づく差止めが認められている。 ⇨プライバシー’

人格(的)責任論　個々の行為だけでなく，その背後にある行為者の人格にその*責任’の基礎を求める理論。*行為責任’論は，具体的な人間の把握において不十分であり，*性格責任’論は，非難の要素を欠くだけでなく，人格の主体的な面を無視するとした。犯罪行為は，行為者

713　じんかくせ